

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年3月27日

【事業年度】 自 2016年1月4日 至 2017年1月1日

【会社名】 ジョンソン・エンド・ジョンソン
(Johnson & Johnson)

【代表者の役職氏名】 アシスタント・ジェネラル・カウンセル兼会社秘書役
(Assistant General Counsel & Corporate Secretary)
トーマス・J・スペルマン3世
(Thomas J. Spellman)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国、ニュージャージー州 08933
ニューブランズウィック
ジョンソン・エンド・ジョンソン・プラザ1
(One Johnson & Johnson Plaza, New Brunswick, New Jersey
08933, U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 安部 健介

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03-6213-8156

【事務連絡者氏名】 弁護士 峯 岸 健 太 郎
弁護士 中 条 咲 耶 子
弁護士 森 田 理 早

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03-6213-8124

【縦覧に供する場所】 該当なし

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成29年6月30日に提出いたしました有価証券報告書（自 2016年1月4日 至 2017年1月1日）の記載事項の一部に誤記がありましたので、これを訂正するため、本有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部【企業情報】

第8【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

- 10 本邦における配当等に関する課税上の取扱い
 - (1) 配当

3【訂正箇所】

第一部【企業情報】

第8【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

- 10 本邦における配当等に関する課税上の取扱い
 - (1) 配当

(訂正前)

(前略)

個人株主が受領した本株式の配当について支払取扱者源泉徴収がなされた場合には、支払を受ける当該配当の金額については、確定申告を要する所得に含めるとされているので、かかる個人株主が本株式について受領する配当に関しては、日本で累進税率(最高限界税率は、所得税と地方住民税を合計した55%に復興特別所得税(但し、平成49年12月31日まで)の税率(所得税額の2.1%)を加えた合計55.945%である。)により総合課税の対象となる課税所得に含めず、支払取扱者源泉徴収のみで日本における課税関係を終了させることができる。

(後略)

(訂正後)

(前略)

個人株主が受領した本株式の配当について支払取扱者源泉徴収がなされた場合には、当該配当の金額については、確定申告を要する所得に含めないことができるとされているので、かかる個人株主が本株式について受領する配当に関しては、日本で累進税率(最高限界税率は、所得税と地方住民税を合計した55%に復興特別所得税(但し、平成49年12月31日まで)の税率(所得税額の2.1%)を加えた合計55.945%である。)により総合課税の対象となる課税所得に含めず、支払取扱者源泉徴収のみで日本における課税関係を終了させることができる。

(後略)